

債務整理と利息制限法について

福士 雅子

はじめに

債務整理とは、簡単に言うと、借金の整理を法律を使って行うことです。現在、日本には、クレジットや、ローン、サラ金などから自分の返済能力を超える額のお金を借り、支払ができなくなっている人が少なくありません。実際に、日本の多重債務者は、現在 200～300 万人はいると言われています。しかし、弁護士や司法書士に依頼して借金を整理する人はまだまだほんの一部です。ここでは個人の債務整理に限定して説明したいと思います。

1. 債務整理

債務整理は、①自己破産、②個人民事再生、③任意整理、④特定調停の 4 種類に分けられます。

①自己破産

自己破産は地方裁判所に申立てます。そして審尋（裁判官から様々な質問を受けること）を受け、破産宣告を受けた後は、免責（損害や障害が生じても保険金を支払わないこと）を認められなければ、債務（借金）は帳消しになりません。ただし、免責決定は必ずしも得られるものではなく、遊行費、ギャンブル等の場合は不許可になることもあります。自己破産が認められると、借金が帳消しになる一方、財産は全て（不動産も含む）裁判所により選任された破産管財人が処分することになります。しかし、破産後に生じた財産は保有することが可能です。自己破産後は借金の取立てなどの行為は禁じられていますが、7 年間はローンやクレジットの利用が不可能になります。手続きには印紙代と予約金で約 3 万円かかります。ただ、保証人がいる場合、自己破産をすると業者はその保証人に督促に行くので、保証人にも事情を説明し、保証人も債務整理を受けることも考えた方が良いでしょう。

②個人民事再生

この手続きは、地方裁判所に申立て、住宅ローンを除く債務総額が 5000 万円以下の個人債務者に適用されます。例えば 500 万円の借金がある人が収入に応じて支払える額（3 年間で 300 万円）を返済するという計画を立て、裁判所がこの再生計画を認め、実際に果たせたら、残りの 200 万は免除されるというものです。ただ将来において収入が見込まれ、原則 3 年以内に支払う必要があります（5 年まで延長可能）。計画の遂行が困難になった場合、4 分の 3 以上の返済がしてあれば、事情により免責を受けられる場合もあります（ハードシップ免責）。自己破産と異なる点は、住宅を維持しながら借金の整理ができることと、ギャンブル等で多額の借金をした人でも要件に合致すれば利用可能であることです。

③任意整理

裁判所には申し立てず通常弁護士に介入してもらい、裁判外で債権者と話し合って借金の額を減らしたり、返済期間を延長してもらう方法です。任意整理は借金が帳消しになるわけではないので、月々ある程度の返済が必要になります。また裁判外での交渉なので、債権者と合意さえすれば法的な制限はありません。しかし、弁護士費用等がかかることには留意しておきましょう。

④特定調停

業者の営業所を管轄する簡易裁判所に申立て、裁判所で調停員を通して話し合いを行い、債務整理を行います（申立ては業者ごとに行う）。一つの業者の債務整理でも何度か裁判所に通うこととなります。帳消しになるわけではありませんが、財産が処分されるわけではなく、調停員が業者との仲介を行ってくれます。借金の返済が滞り始めた段階で利用できますが、数年間新しいローンやキャッシングをすることは出来ません。肝心の点は3年以内で返済が出来るかどうかです。調停が成立すると調停調書が作成され、確定判決と同じ効力が認められます。そのため、支払が出来なくなった場合は訴訟を提起することもなく、直ちに調停調書に基づいて給与の差し押さえなどの強制執行がなされる可能性もあります。また、業者が出頭して来なかった場合等は調停が不成立として終了する場合があります。その場合、自己破産か個人再生、訴訟手続きを行なうこととなります。また、保証人には影響がないので債権者（業者等）は保証人に請求することとなります。そのため、保証人がいる場合は事前に説明して、保証人も任意整理なり特定調停をする可能性があります。

2. 利息制限法

任意整理、特定調停で債務整理を行う際に目安として用いられるのが利息制限法です。金銭消費貸借契約においては、原則として貸主、借主の間で自由に利率を定められますが、利息制限法により上限が定められていて、その上限を超過する利息分は無効とされます。つまり、支払う必要がないということになるのです。利息制限法での利率は10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は年18%、100万円以上は年15%と定められています。しかし実際には、消費者金融会社の利率が年25%以上ということもざらにあります。それは、利息制限法で規定の利率を越える利率の請求を行ったとしても、罰則の対象にならないためなのです。しかし、どんな高金利でも許されるわけではなく、利息制限法とは異なる出資法という法律で処罰の対象となる上限金利を設けています。貸金業者は年29.2%で、違反者は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金になります。

そこで、利息制限法が定める上限金利と出資法が定める上限金利との間が、いわゆるグレーゾーンと呼ばれ、貸金業者は罰則の対象にならないことを良いことに、グレーゾーン金利を自由に定めているのです。そこで債務整理を行う際は、利息制限法に基づく利率に引き直して計算し、上限以上の利率分の債務を無効にするのです。

ただ、2006年10月31日に、出資法の上限金利を利息制限法の上限とほぼ同水準の年20%に引き下げることを柱とする貸金業規制の見直し案が閣議決定され、臨時国会に提出されました。改正法の成立、公布後、一年以内に施行され、その後二年以内に、出資法の上限金利は引き下げられるかもしれません。与党はおおむね三年以内で上限金利を一本化するとしています。そのため、今後の法改正の運用に注目する必要があります。